

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

令和元年(2019年)

目 次

議案第 27 号	工事請負契約の締結について……………	5
議案第 28 号	指定管理者の指定について……………	9
議案第 29 号	平成30年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	11
議案第 30 号	平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	11
議案第 31 号	平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	11
議案第 32 号	平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	11
議案第 33 号	平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	11
議案第 34 号	平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	11
議案第 35 号	平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	11
議案第 36 号	鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	12
議案第 37 号	鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
議案第 38 号	鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	16
議案第 39 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第 40 号	鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定 について……………	23
議案第 41 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
議案第 42 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
議案第 43 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例等の一部を改正する条例の制定 について……………	32
議案第 44 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議案第 45 号	鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について……………	36
議案第 46 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）……………	39
議案第 47 号	令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	44
議案第 48 号	令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	47
報告第 6 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	48
報告第 7 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	49

報告第 8 号	継続費の精算報告について……………	50
報告第 9 号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ……	52
報告第 10 号	平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について ……	53

議案第 27 号

工事請負契約の締結について

本市は、鎌倉武道館天井耐震改修工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 鎌倉武道館天井耐震改修工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市山崎616番地6
- 3 契 約 金 額 218,900,000円
- 4 請 負 契 約 者 鎌倉市扇ガ谷四丁目5番8号
株式会社斉藤建設
代表取締役 斉 藤 正 朗

「参 考」

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉武道館天井耐震改修工事												
工 事 場 所	鎌倉市山崎616番地6												
請 負 代 金 額				¥	2	1	8	9	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	1	9	9	0	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間												
解体工事に 要する費用等	別紙1及び別紙2のとおり												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社斉藤建設」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

令和元年（2019年）6月14日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

受注者 鎌倉市扇ガ谷四丁目5番8号
株式会社斉藤建設
代表取締役 斉藤 正朗 ㊟

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごと の作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙2のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

219,780 円 (税込)

指定管理者の指定について

鎌倉市放課後子どもひろばこしごえ・こしごえ子どもの家「かもめ」、鎌倉市放課後子どもひろばにしかまくら・にしかまくら子どもの家「こまどり」、鎌倉市放課後子どもひろばやまさき・やまさき子どもの家「めじろ」及び鎌倉市放課後子どもひろばいまいずみ・いまいずみ子どもの家「うぐいす」の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市放課後子どもひろばこしごえ・こしごえ子どもの家「かもめ」

鎌倉市放課後子どもひろばにしかまくら・にしかまくら子どもの家「こまどり」

鎌倉市放課後子どもひろばやまさき・やまさき子どもの家「めじろ」

鎌倉市放課後子どもひろばいまいずみ・いまいずみ子どもの家「うぐいす」

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太朗

3 指定の期間

令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日

まで

- 議案第 29 号 平成30年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 30 号 平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 31 号 平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 32 号 平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 33 号 平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 34 号 平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 35 号 平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成30年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成30年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 36 号

鎌倉市青少年会館条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

玉縄青少年会館を、鎌倉市公共施設再編計画に則り、廃止するものである。

鎌倉市青少年会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表玉縄青少年会館の項を削る。

別表玉縄青少年会館の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から起算して18月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 37 号

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

旧氏による印鑑登録に対応できるよう必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例

鎌倉市印鑑条例（昭和49年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の」を「次の各号の」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「次の」を「次の各号の」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）又は次に掲げるもの（登録申請者の印鑑であると直ちに確認し難いと認められるものを除く。）で表していないもの
 - ア 氏又は旧氏の全部と名の頭文字を組み合わせたもの
 - イ 氏又は旧氏の頭文字と名の全部を組み合わせたもの
 - ウ 氏又は旧氏の頭文字と名の頭文字を組み合わせたもの
 - エ 旧氏の全部と名の全部を組み合わせたもの

第5条第2項第2号中「通称」を「旧氏」に改め、同条第3項中「が、」の次に「通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくはその一部を組み合わせたもの又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第6条第1項第2号及び第9条第1項第2号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第10条中「次の」を「次の各号の」に改める。

第12条第2項各号列記以外の部分中「次の」を「次の各号の」に改め、同項第5号中「氏又は」を「氏（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては、当該旧氏を含む。）又は」に、「外国人住民」を「外国人住民に係る住民票に通称又は氏名の片仮名表記が記録されている場合」に、「通称又は氏名」を「当該通称又は当該氏名」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 38 号

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

超過勤務の上限を設定するに当たり、必要な事項を定めるもので
ある。

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務又は勤務を要しない日若しくは休日における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 39 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物の連携による取組に係る認定等の手数料について新たに定めるほか、漁業法、戸籍法、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項等を整備するものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例
(手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民生活部関係の款第3項中「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「に規定する戸籍証明書」に改め、同款第5項中「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「に規定する除籍証明書」に改め、同款第12項中「又は同法」を「若しくは同法」に、「基づく住民票又は除かれた住民票」を「基づく住民票の写しの交付又は同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票」に、「又は除かれた住民票の写し交付手数料」を「の写し等交付手数料」に改め、同款第13項中「又は」を「若しくは」に、「に記載をした事項に関する証明書」を「記載事項証明書の交付又は同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票記載事項証明書」に、「住民票記載事項証明書」を「住民票記載事項証明書等」に改め、同款第15項中「又は第4項の規定に基づく戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票」を「若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票」に、「又は除かれた戸籍の附票の写し交付手数料」を「の写し等交付手数料」に改め、同款中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項から第22項までを1項ずつ繰り上げ、同款第23項中「第10条」を「第69条」に、「設定」を「内容たる漁業の免許の申請」に改め、同項を同款第22項とし、同部都市景観部関係の款第94項第1号中「各号」の次に「(ア又はイに掲げる場合にあつては、第1号から第3号まで。次号及び第96項において同じ。)」を、「一戸建ての住宅の場合」及び「一の建築物の場合」の次に「(ウに該当する場合を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 法第30条第1項第4号に規定する場合に該当する場合当該申請に係る法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、当該建築物ごとにア又はイの区分に当てはめて算出した金額を

合算した金額

別表市長の部都市景観部関係の款第94項第2号中「一戸建ての住宅の場合」及び「一の建築物の場合」の次に「(ウに該当する場合を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 法第30条第1項第4号に規定する場合に該当する場合 当該申請に係る法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、当該建築物ごとにア又はイの区分に当てはめて算出した金額を合算した金額

別表市長の部都市景観部関係の款第96項第1号中「一戸建ての住宅の場合」及び「一の建築物の場合」の次に「(ウに該当する場合を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 法第30条第1項第4号に規定する場合に該当する場合 当該申請に係る法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

(ア) 当該申請による変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された申請建築物又は他の建築物のうち、当該変更に係る建築物 当該建築物ごとにア又はイの区分に当てはめて算出した金額

(イ) 当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物 当該建築物ごとに第94項第1号の規定の

例により算定した
金額

別表市長の部都市景観部関係の款第96項第2号中「一戸建ての住宅の場合」及び「一の建築物の場合」の次に「(ウに該当する場合を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 法第30条第1項第4号に規定する場合に該当する場合 当該申請に係る法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

(ア) 当該申請による変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された申請建築物又は他の建築物のうち、当該変更に係る建築物 当該建築物ごとにア又はイの区分に当てはめて算出した金額

(イ) 当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物 当該建築物ごとに第94項第1号の規定の例により算定した金額

第2条 鎌倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第94項各号列記以外の部分中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同款第95項各号列記以外の部分中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同款第96項各号列記以外の部分中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同款第97項各号列記

以外の部分中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第1号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鎌倉市手数料条例（以下「条例」という。）別表市長の部市民生活部関係の款第3項、第5項、第12項、第13項及び第15項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中条例別表市長の部都市景観部関係の款の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日
- (3) 第1条中条例別表市長の部市民生活部関係の款中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項から第22項までを1項ずつ繰り上げる改正規定及び同款第23項の改正規定（同項を同款第22項とする部分に限る。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中条例別表市長の部市民生活部関係の款第23項の改正規定（同項を同款第22項とする部分を除く。） 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日
- (5) 第2条の規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

議案第 40 号

鎌倉市児童発達支援センター条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の管理運営に当たり指定
管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市児童発達支援センター条例（昭和51年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、発達に特別な支援を必要とする児童の相談、助言、指導その他の支援

第4条から第8条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 次に掲げるセンターの管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

（休所日）

第5条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日に臨時に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

（開所時間）

第6条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を臨時に変更することができる。

（利用対象者）

第7条 センターを利用できる者は、児童及びその保護者が市内に住所を有するものであって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業

ア 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付決定を受けた保護者の児童

イ 法第21条の6の規定による障害児通所支援の提供を受ける児童

(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童

(3) 第3条第4号に規定する事業 当該事業の利用を指定管理者が必要と認め、市長が承認をした児童

2 前項の規定にかかわらず、児童本人又はその保護者が市内に住所を有しない者であつて、センターの利用を指定管理者が必要と認めたものは、市長の承認を得て、センターを利用することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

(1) 感染性疾患があるとき。

(2) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

第9条を第13条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用料金の支払)

第9条 センターを利用する者又はその保護者は、センターの利用に要する費用として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第7条第1項第1号アに該当する児童 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）を超えるときは、当該現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用の額）及び通所特定費用の合計額

(2) 第7条第1項第1号イに該当する児童 規則で定める基準により算定した額

(3) 第7条第1項第2号に該当する者 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に障害児相談支援に要した費用を超えるときは、当該現に障害児相談支援に要した費用の額）

(4) 第7条第2項に該当する児童（第3条第4号に規定する事業の利用を指

定管理者が必要と認め、市長が承認をした児童を除く。) 前3号に定める額に準じて市長が定める額

- 2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の7第11項又は法第24条の26第3項の規定による市町村からの支払額がある場合は、支払うべき利用料金は、前項に規定する利用料金の額から当該支払額を控除した額とする。

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第6条の規定によりセンターの利用を制限されたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。

- 2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条を第13条とし、同条の前に4条を加える改正規定(第12条に係る部分に限る。)及び次項の規定は、令和元年10月1日から施行する。

(公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例(平成24年2月条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中

鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会	5人以内	を に
鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会	5人以内	
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者選定委員会	5人以内	

改める。

議案第 41 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市玉縄子ども会館を閉館するものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市玉縄子ども会館の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から起算して18月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 42 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」の位置及び利用定員を改めるとともに、その管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」の項中「同 玉縄一丁目2番地1」を「同 玉縄一丁目860番地」に、「81人」を「60人」に改める。

別表第2 鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」の項の次に次のように加える。

鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」

付 則

この条例は、公布の日から起算して18月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 43 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例等の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後子ども総合プランに基づき、新たに開設する放課後子どもひろばの名称及び位置を定めるとともに、その一部の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例等の一部を改正する条例
(放課後子どもひろば条例の一部改正)

第1条 鎌倉市放課後子どもひろば条例(平成29年7月条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 放課後子どもひろば いまいずみの項の次に次のように加える。

放課後子どもひろば たまなわ	同 玉縄一丁目860番地
----------------	--------------

別表第2 放課後子どもひろば いまいずみの項の次に次のように加える。

放課後子どもひろば たまなわ

(放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例(令和元年6月条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中放課後子どもひろば おなりの項の次に次のように加える。

放課後子どもひろば いなむらがさき	同 極楽寺三丁目2番3号
-------------------	--------------

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して18月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

議案第 44 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

鎌倉市建築基準条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築基準法施行令の一部改正に伴い、耐火建築物等としなければならない長屋や公会堂等に関する基準の緩和等について、規定の整備を行うものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」を「又は準耐火建築物」に改める。

第15条中「第129条の2の3第1項第1号口の基準」を「第112条第2項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）」に改める。

第17条第2項中「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」を「又は準耐火建築物」に改める。

第20条第1項中「3階を長屋の用途に供する建築物」の次に「(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（政令第110条の5で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除く。）」を加え、「政令第129条の2の3第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に、「第136条の2の基準に適合する建築物」を「第136条の2第2号口に掲げる基準に適合する建築物であつて、法第61条の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」に改める。

第22条及び第24条第1項中「政令第129条の2の3第1項第1号口の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第28条第2号中「第112条第14項第2号」を「第112条第18項第2号」に改める。

第42条第4項中「供する建築物」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

第47条第1項及び第2項中「政令第129条の2の3第1項第1号口の基準」を「1時間準耐火基準」に改め、同条第2項中「同号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第49条第1号中「政令第129条の2の3第1項第1号口の基準」及び「同号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鎌倉市建築基準条例の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認の申請等」という。）がされた建築物の計画に係る審査について適用し、施

行日前に確認の申請等がされた建築物の計画に係る審査については、なお従前の例による。

議案第 46 号

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 4 号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,728,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
33	地方特例交付金	457,687	625	458,312
	5 地方特例交付金	150,000	625	150,625
55	国庫支出金	8,422,840	20,031	8,442,871
	5 国庫負担金	6,415,761	625	6,416,386
	10 国庫補助金	1,977,303	19,406	1,996,709
75	繰入金	3,150,115	△20,482	3,129,633
	5 基金繰入金	3,148,115	△20,482	3,127,633
	歳 入 合 計	62,728,360	174	62,728,534

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,185,347	△18,718	8,166,629
	5 総務管理費	6,664,349	△18,718	6,645,631
15	民生費	25,213,573	12,027	25,225,600
	10 児童福祉費	10,705,529	6,715	10,712,244
	15 生活保護費	2,221,806	5,312	2,227,118
55	教育費	6,712,745	6,865	6,719,610
	25 保健体育費	441,534	6,865	448,399
	歳 出 合 計	62,728,360	174	62,728,534

第2表 繰越明許費

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称)おなり子どもの家等 施設整備事業	11,935
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)山崎・台峯緑地(公園) 整備事業	58,198

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎等整備基本計画策定支援及び事業手法調査並びに本庁舎跡地整備基本構想策定支援業務委託事業費	令和元年度から 令和2年度まで	千円 41,086
放課後子どもひろば こしごえ外7施設 管理運営事業費	令和元年度から 令和6年度まで	626,715
たまなわ子どもの家等 賃借料（放課後 かまくらっ子たまなわ）	令和元年度から 令和7年度まで	171,600
保育士派遣業務 （緊急一時預かり事業分） 委託事業費	令和元年度から 令和2年度まで	12,747
保育士派遣業務 （通常保育事業分） 委託事業費	令和元年度から 令和2年度まで	77,882

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
生活保護被保護者 健康管理支援事業費	令和元年度から 令和2年度まで	千円 7,082	令和2年度まで	千円 1,770

3 廃止

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
本庁舎跡地整備基本構想策定支援業務委託事業費	令和元年度から 令和2年度まで	千円 22,368	—	千円 —

議案第 47 号

令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,477,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、今年度の鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
30	県支出金	11,642,993	3,506	11,646,499
	3 県負担金・補助金	11,642,993	3,506	11,646,499
	歳入合計	17,474,100	3,506	17,477,606

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	269,688	3,506	273,194
	5 総務管理費	181,906	3,506	185,412
	歳 出 合 計	17,474,100	3,506	17,477,606

議案第 48 号

令和元年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条の 2 中「477,291 千円及び 543,763 千円」を「463,279 千円及び 509,191 千円」に改める。

なお、今年度の鎌倉市下水道事業会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

報告第 6 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成31年（2019年）1月11日、鎌倉市七里ガ浜一丁目16番20号敷地内で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター用務で稼働中の塵芥収集車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 249,048円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市七里ガ浜一丁目16番20号
藤和ライブタウン鎌倉七里ヶ浜
管理組合法人
理事長 林 充 洋 |
| 3 | 処分の日 | 令和元年（2019年）8月13日 |

報告第 7 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成31年（2019年）4月9日、鎌倉市玉縄一丁目860番地敷地内で発生した、教育部学務課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 58,666円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 処分の日 | 令和元年（2019年）8月13日 |

報告第 8 号

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、今泉クリーンセンター煙突解体事業及び大船中学校校庭整備事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成30年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 の 計 画 内				実 績 内				比 較 内			
				左 特 別 支 出 金		定 財 源		左 特 別 支 出 金		定 財 源		左 特 別 支 出 金		定 財 源	
				年 割 額	円	地 方 債	一 般 財 源	支 出 済 額	円	地 方 債	一 般 財 源	年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	円	地 方 債	一 般 財 源
20 衛生費	05 清掃総務費	今 泉 一 体 之 突 発 事 業	29	201,637,000	151,200,000	50,437,000				201,637,000	151,200,000				
			30	89,617,000	80,600,000	9,017,000	237,600,000	213,700,000	23,900,000	▲ 147,983,000	▲ 133,100,000				
			計	291,254,000	231,800,000	59,454,000	237,600,000	213,700,000	23,900,000	53,654,000	18,100,000				
55 教育費	15 中学校費	大 船 中 学 校 区 庭 遊 樂 場	28	241,091,000	228,700,000	34,000	50,000,000	50,000,000	191,091,000	12,357,000	178,700,000				
			29	361,636,000	18,538,000	85,798,000	108,388,480	96,031,480	253,247,520	6,181,000	161,268,520				
			30				237,582,720	116,300,000	104,913,720	▲ 237,582,720	▲ 19,369,000	▲ 116,300,000			
計	602,727,000	30,895,000	85,832,000	395,971,200	282,331,480	206,755,800	▲ 831,000	223,668,520							

報告第 9 号

平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

令和元年（2019年）9月4日提出

鎌倉市長 松尾 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.6	—
(11.57)	(16.57)	(25.0)	(350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 10 号

平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成30年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

令和元年（2019）年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書